

橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定に係る組織体制

1 設置目的

(1) 国の状況

- 「まち・ひと・しごと創生法」が施行される。(H26.11.28)
 - ・少子高齢化の進展への的確な対応と人口減少への歯止め策を実施する。
 - ・それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持する。
- ⇒「まち・ひと・しごと創生総合戦略・長期ビジョン」策定される。(H26.12.27 閣議決定)
 - ・人口減少や地方創生に取り組む姿勢を打ち出す。
- ⇒地方自治体に対し「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」策定の努力義務を課している。
 - ※ 地方自治体は、国の戦略を勘案する。
 - ※ 都道府県と市町村は、十分な意見交換や協議の上、連携して作成する。
 - ※ 将来人口の推計と分析・考察を行う。
 - ※ 戦略策定に当たっては“産官学金労言・有識者”の意見を反映する。

(2) 本市の対応

人口動向の分析や将来人口推計を踏まえ、子育てや雇用、住環境など多様な観点から将来において、橿原市の地域活性化施策を検討する組織の立ち上げを行う。

